

社会福祉法人一宮市社会福祉協議会指定市町村事務受託法人事業運営規程

（事業の目的）

第1条 一宮市から委託され、いちのみや認定調査事業所（以下「事業所」という。）が行う要介護認定調査事務の事業（以下「事業」という。）を適正に運営する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、認定調査員による要介護認定調査が適正に行えることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 要介護認定調査は、全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要があることを十分に認識し、調査を行う。

2 介護保険制度の目的やサービス内容等の理解に努め、適切に実施する。

3 関係行政機関と連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

4 前3項のほか、関係法令等を遵守し認定調査を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 いちのみや認定調査事業所

（2）所在地 愛知県一宮市東五城字備前12番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）認定調査員 2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）

認定調査員は、認定調査事務を行う。

（3）事務職員 1名

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1）営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までの年末年始は除く。

（2）営業時間は午前9時から12時まで及び午後1時から午後5時までとする。

（認定調査の実施方法及び内容）

第6条 要介護認定調査は、認定調査員が調査対象者及び立会家族等と調査日の連絡調整を行い、調査対象者の居宅又は入所施設等に出向いて実施する。

- 2 要介護認定調査では、全国一律の方法により調査対象者及び立会家族等に面接を行い、その心身の状況、置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査を行う。
- 3 認定調査員は、調査対象者及び立会家族等からの求めに応じて介護保険制度及びその他の福祉サービス等の情報を提供する。
- 4 認定調査員は、その従事中、常に身分を証明する証票を携行し、調査対象者及び立会家族並びに訪問施設等から求められたときは、これを提示するものとする。

（事故発生時の対応）

第7条 認定調査員は、事業の実施により、調査対象者の体調の急変その他の緊急事態が生じた場合には速やかに必要な措置を講じるとともに、管理者、調査対象者の家族等に連絡し、必要に応じて一宮市に報告するものとする。

（通常の事業実施区域）

第8条 通常の事業実施区域は、一宮市内とする。

（秘密保持）

第9条 事業所の職員は業務上知り得た調査対象者及びその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の条件とする。

（その他運営に関する留意事項）

第10条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、事業所の管理者が社会福祉法人一宮市社会福祉協議会と協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。